

消防の動き



2020
6
No.590

- 「全出力 50kW を超える電気自動車用急速充電設備の安全対策に関する検討部会報告書」の概要
- 「小規模飲食店に設ける厨房用自動消火装置等のあり方に関する検討部会報告書」概要について



消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報1

「全出力50kWを超える電気自動車用急速充電設備の安全対策に関する検討部会報告書」の概要…………… 3

特報2

「小規模飲食店に設ける厨房用自動消火装置等のあり方に関する検討部会報告書」概要について…… 6

令和2年6月号 No.590

Report

令和元年（1月～12月）における火災の概要（概数）…………… 9

Topics

2020年度全国統一防火標語・防火ポスターの発表…………… 11

消防通信～望楼

銚子市消防本部（千葉県）／湖南広域消防局（滋賀県）

豊中市消防局（大阪府）／尼崎市消防局（兵庫県）…………… 12

消防大学校だより

令和2年度 講師派遣について…………… 13

教育訓練の実施状況（令和2年1月～3月実施分）…………… 14

報道発表

最近の報道発表（令和2年4月25日～令和2年5月21日）…………… 15

通知等

最近の通知（令和2年4月25日～令和2年5月21日）…………… 15

広報テーマ（6月・7月）…………… 16

お知らせ

6月7日～13日は「危険物安全週間」…………… 17

地震に対する日常の備え…………… 18

e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ…………… 19

熱中症予防についてのお知らせ…………… 20



■ 表紙
本号掲載記事より



「全出力50kWを超える電気自動車用急速充電設備の安全対策に関する検討部会報告書」の概要

消防庁予防課

はじめに

近年、電気自動車ユーザーの走行距離の延伸ニーズの増加や搭載される電池の低価格化により、大容量の電池を搭載した電気自動車の開発が進められている。これに対応して、電気自動車用急速充電設備（以下「急速充電設備」という。）の規格の策定、普及等を行うCHA deMO協議会において、全出力150-200kWの急速充電設備の規格が策定されたことから、今後高出力の急速充電設備の普及がさらに加速することが予想される。さらに、全出力50kWを超える急速充電設備は、「変電設備」

（火災予防条例（例）第11条）の規制を受けるため、現行基準では、電気自動車の運転手が充電できないこと等、使用実態と合わない部分が生じるおそれがある。（図1参照）

このような状況を踏まえ、消防庁では、「全出力50kWを超える電気自動車用急速充電設備の安全対策に関する検討部会」を開催し、当該設備に係る火災予防上必要な安全対策について検討を行った。

本稿では、令和2年4月にとりまとめられた「全出力50kWを超える電気自動車用急速充電設備の安全対策に関する検討部会報告書」の概要を紹介することとしたい。

火災予防条例（例）上の扱いについて																											
急速充電設備の火災予防条例（例）上の扱い																											
全出力が20kWを越え50kW以下	全出力が50kWを超える																										
「急速充電設備」(火気省令第3条第20号)	「変電設備」(火気省令第3条第15号)																										
急速充電設備の位置、構造及び管理基準(火災予防条例(例)第11条の2抜粋) <ul style="list-style-type: none"> 筐体は不燃性の金属材料で造ること。 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 急速充電設備と電気自動車等との接続部に電圧が印加されている場合、接続部が外れないようにする措置を講ずること。 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合には急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。 異常な高温とならないこと、また、異常な高温となった場合は自動的に停止させる措置を講ずること。 手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。 蓄電池を内蔵しているものについては、蓄電池に次の措置を講ずること。 <ul style="list-style-type: none"> 電圧及び電流の異常を検知した場合は急速充電設備を自動的に停止させること。 異常な高温とならないこと、また、異常な高温となった場合には急速充電設備を自動的に停止させること 周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。 周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに可燃物をみだりに放置しないこと。 可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。 急速充電設備の標識を設置すること。 定格電流の範囲内で使用すること。 知識及び技能を有する者(消防長指定)に点検させ、記録を保存すること。 	変電設備の位置、構造及び管理基準(火災予防条例(例)第11条抜粋) <table border="1"> <thead> <tr> <th>【屋内、屋外設置共通】</th> <th>対応可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変電設備の標識を設置すること。</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>室内には係員以外の者をみだりに出入りさせないこと</td> <td>困難</td> </tr> <tr> <td>室内は、常に整理及び清掃に努めるとともに、可燃物をみだりに放置しないこと。</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>定格電流の範囲内で使用すること。</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>知識及び技能を有する者(消防長指定)に点検させ、記録を保存すること。</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【屋内設置】</td> </tr> <tr> <td>水が進入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>変電設備は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。</td> <td>困難</td> </tr> <tr> <td>屋外へ通ずる有効な換気設備を設置すること。</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【屋外設置】</td> </tr> <tr> <td>建築物から3メートル以上の距離(ただし、不燃材料の外壁で開口部がない場合は除く)を保たなければならない。</td> <td>困難</td> </tr> </tbody> </table>	【屋内、屋外設置共通】	対応可否	変電設備の標識を設置すること。	可	室内には係員以外の者をみだりに出入りさせないこと	困難	室内は、常に整理及び清掃に努めるとともに、可燃物をみだりに放置しないこと。	可	定格電流の範囲内で使用すること。	可	知識及び技能を有する者(消防長指定)に点検させ、記録を保存すること。	可	【屋内設置】		水が進入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。	可	可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。	可	変電設備は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。	困難	屋外へ通ずる有効な換気設備を設置すること。	可	【屋外設置】		建築物から3メートル以上の距離(ただし、不燃材料の外壁で開口部がない場合は除く)を保たなければならない。	困難
【屋内、屋外設置共通】	対応可否																										
変電設備の標識を設置すること。	可																										
室内には係員以外の者をみだりに出入りさせないこと	困難																										
室内は、常に整理及び清掃に努めるとともに、可燃物をみだりに放置しないこと。	可																										
定格電流の範囲内で使用すること。	可																										
知識及び技能を有する者(消防長指定)に点検させ、記録を保存すること。	可																										
【屋内設置】																											
水が進入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。	可																										
可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。	可																										
変電設備は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。	困難																										
屋外へ通ずる有効な換気設備を設置すること。	可																										
【屋外設置】																											
建築物から3メートル以上の距離(ただし、不燃材料の外壁で開口部がない場合は除く)を保たなければならない。	困難																										

※参考資料1を参照 3

図1 急速充電設備の出力に応じた火災予防条例（例）上の取扱い



「出力50kWを超える電気自動車用急速充電設備の安全対策に関する検討部会報告書」の概要

1 検討対象について

全出力が50kWを超える急速充電設備で以下の設備とする。ただし、太陽電池を備えている急速充電設備やEVバス、建機等の大型車両や特殊車両用の急速充電設備は除いた。

- (1) 「電気自動車用急速充電スタンド標準仕様書 CHAdeMO1.2」に準拠した全出力200kW以下の急速充電設備
- (2) 蓄電池を筐体内に内蔵する急速充電設備 (以下「蓄電池内蔵型急速充電設備」という。)

2 検討項目について

東京消防庁の調査研究で行われたハザード評価表を用いたリスク評価及び燃焼実験による検証結果を踏まえつつ、新たに蓄電池内蔵型急速充電設備等のリスク評価を行い、全出力50kWを超える急速充電設備に求められる防火安全対策を整理し、火災予防上の基準を検討した。主な検討項目を以下のとおりである。

- (1) 全出力50kWを超える急速充電設備の火災等のリスクの検証
- (2) 全出力50kWを超える急速充電設備の火災予防上必要な安全対策
 - ア ハザード評価表を用いたリスク評価に基づく、防火安全対策について
 - イ 屋外に設置する場合の建築物からの離隔距離を必要としない仕様について
 - ウ 蓄電池内蔵型急速充電設備の火災予防上の安全対策について

なお、本検討部会で検討を行った急速充電設備の範囲は図2のとおりとなる。

3 全出力50kWを超える急速充電設備に求められる火災予防上の安全対策について

全出力50kWを超え全出力200kW以下の急速充電設備のハザード評価表等を用いて検討を行った結果、高電圧・大電流化により、これまでの低出力の急速充電設備と比較して、新たなハザードが抽出されたが、これらのハザードに対し、現行の火災予防条例（例）の基準に加え、新たに防火安全対策を講じることにより危険性が許容できる範囲まで低下することが確認で

きた。(表参照)

なお、既存のハザードについては、高出力化に伴って被害の大きさや発生度合いに変化があるものの、リスクランクを一段階上げるほどではなかった。

おわりに

今般、検討した新たに必要とされる防火安全対策を講じることにより、全出力50kWを超える急速充電設備についても火災予防上のリスクの軽減が見込まれることから、今後はこれら検討結果を踏まえ、現行基準の規制の範囲を超える出力の急速充電設備について、関係法令上の取扱いに関して整理を行い、基準を明確にすることを検討していく。

【検討会報告書関連資料について】

(https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/2019/)

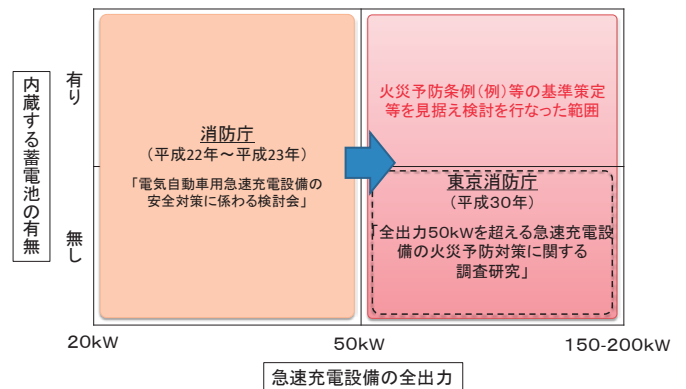


図2 検討範囲 (赤枠内)



表 全出力50kWを超え全出力200kW以下の急速充電設備のハザード評価結果

部位等	新規ハザード	新たに必要とされる防火安全対策
電磁開閉器	接点固着により開放不能となる。 (マルチアウトレット機における出力コネクタ切替用電磁接触器)	(充電ケーブルが2本以上ある場合) 出力切替用接点に異常が生じたときは、設備を自動的に停止させる措置を講じること。
充電コネクタ～EV	・落下によりコネクタが破損し充電ができない。 ・落下によりコネクタが破損し感電する。	充電ケーブルが出力 50kW 以下のものよりも太く、かつ、重くなるものについては、充電コネクタに落下防止等の措置を講じること。
盤外出力ケーブル	充電ケーブルが太く、重くなることにより、取り回しが困難となり足に落としてしまい受傷する。	
盤外出力ケーブル	液冷ケーブルが経年劣化や外力により損傷し、液漏れにより漏電し感電する。	<ul style="list-style-type: none"> ・充電ケーブルに液冷方式を用いるものについては、流量又は温度の異常を検知した場合には、設備を自動的に停止させる等の措置を講じること。 ・充電ケーブルに液冷方式を用いるものについては、漏れた冷却液が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。
液冷装置	<ul style="list-style-type: none"> ・液漏れにより内部基板が損傷する。 ・液漏れにより充電ケーブルが過熱され火傷する。 	
ヒューマンエラー	液漏れにより充電コネクタが濡れた状態で充電操作し感電する。	
機器本体	外部火災により長時間高温曝露する。	<p>屋外に設置する場合は、建築物から3m以上の離隔距離を設けること。ただし、下記のいずれかの条件を満たす場合はこの限りではない。</p> <p>1 設置する急速充電設備が下記の条件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筐体は、不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で 2.0 mm以上、又は鋼板で 2.3mm 以上であること。 ・安全装置(漏電遮断器)が設置されていること。 ・筐体の体積 1 m³に対する内蔵可燃物量が約 122kg/m³以下であること。 ・蓄電池設備が内蔵されていないこと。 ・太陽光発電設備が接続されていないこと。 <p>2 上記1によらない急速充電設備は、燃焼実験を実施し、緩和したい距離における熱流束値が 10kW/m²以下であること。</p>
蓄電池蓄電システム	低温下で蓄電池を充電することで内部短絡が発生して蓄電池が発熱したり、利用不能となったりする。	異常な低温とならないこと。また、異常な低温となった場合には、設備を自動的に停止させること。
蓄電システム	蓄電池にリユース品を用いることで発火する。	<p>リユース電池を使用する場合は、客観的評価により安全性が確認されたものに限る。</p> <p>※経済産業省において電池のリユースに関する安全対策等が検討段階にあることから、今後、規格等が策定された後、それに適合した電池を使用することを可能とする。</p>
蓄電システム	電圧、温度センサ、BMS の故障により蓄電池の過充電、過昇温が発生して発火する。	制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

問い合わせ先

消防庁予防課 吉田・西出
TEL: 03-5253-7523

「小規模飲食店に設ける厨房用自動消火装置等のあり方に関する検討部会報告書」概要について

消防庁予防課

はじめに

平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災においては、木造建築物密集地域の飲食店の大型こんろを消し忘れたままその場を離れたことにより出火、延焼拡大し、焼損棟数147棟、焼損面積約3万㎡という甚大な被害が生じたところである。

糸魚川市の事例のように、飲食店の火災で最も多いのはこんろを出火源とする火災であり、こんろ火災のうち約6割がその場を離れている間に出火している。

現在、大規模な厨房を対象とした機器と住宅の台所を対象とした機器の大きく分けて2種類の自動消火装置があり、前者は十分な消火性能を有しているが、高価で専門業者による設置工事が必要となり、後者は安価で個人により設置可能だが、飲食店等の厨房に設置される業務用こんろの火災に対応できる消火性能を有していない。

このような状況を踏まえ、昨年度、消防庁では、小規模飲食店等の厨房で発生するこんろを出火原因とする火災に対応するため、自動消火装置に求められる性能基準及びその他厨房設備の防火安全対策のあり方について、「小規模飲食店に設ける厨房用自動消火装置等のあり方に関する検討部会」を開催したところである。

今般、検証及び検討を行った結果を報告書に取りまとめたので、その概要について紹介する。

検討の目的

飲食店における火災で最も多いこんろを出火原因とする火災に対応するために、小規模飲食店等の厨房の実態を把握するとともに、それぞれの厨房に共通する火災危険に対応が可能な自動消火装置に求められる消火性能等について、現行の自動消火装置の技術基準や実証実験等により明確化し、新たな自動消火装置の技術ガイドライン（案）を取りまとめ、飲食店の厨房における火災予防対策について検討を行う。

飲食店におけるこんろ火災の実態について

飲食店におけるこんろ火災の実態を調査するにあたり、2009年から2018年の火災報告データをもとに、飲食店におけるこんろ火災等について集計を行ったところ、次の実態が明らかとなった。

- ▶ こんろ火災（経過別）の焼損程度では、「放置する・忘れる」が、「ぼや」で約6割を占めているのに対して、「全焼、半焼、部分焼」ではそれぞれ約7割を占めており、放置するなどその場を離れた間に出火することで延焼拡大する傾向にある。
- ▶ 飲食店の火災は、比較的小規模の店舗で発生している傾向にある。
- ▶ 小規模飲食店では、初期消火実施率がそれ以外の規模の店舗と比較して低い傾向にある。
- ▶ 飲食店におけるこんろ火災は、その他の出火原因と比較して初期消火実施率が高いものの、効果的に初期消火されていない傾向がある。

飲食店の厨房に設置される火気使用設備等の実態把握

飲食店の厨房実態を把握するため、全国飲食業生活衛生同業組合連合会及び検討部会に参画した消防本部を通じて、全国の飲食店に対しアンケート調査を実施したところ、次の結果が得られた。

- ▶ 飲食店で最も使用される厨房機器としては、業務用ガスこんろ（約6割）であり、フライヤーについても家庭用ガステーブルに次いで多く使用されている。
- ▶ 直径60cm以下の鍋類（中華鍋、寸胴鍋、天ぷら鍋、フライパン等）を使用する飲食店が約9割を占めている。
- ▶ 飲食店の多くが中華鍋やフライヤーによる揚げ物調理をしている実態がある。
- ▶ 中華鍋や天ぷら鍋で揚げ物調理をする場合、約8



割が4ℓ以下の油を用いて調理している。

- ▶ フライヤーで調理する場合の一度に使用する油の量は約9割が30ℓ未満を使用している。
- ▶ 約4割の飲食店が自動消火装置の必要性を感じておらず、そのうちの多くが価格の問題や工事を要することを理由としてあげている。

自動消火装置に必要とされる消火性能の検証について

こんろ火災の実態及びアンケート調査結果を踏まえ、飲食店等に設置されるこんろ及びフライヤーからの火災を想定し、自動消火装置に対する消火性能を確認するため、実証実験を行った。

厨房用簡易型自動消火装置の技術ガイドライン（案）の主な概要

飲食店における火災の実態分析や全国の小規模飲食店を対象としたアンケート調査、実証実験結果などを踏まえ、小規模飲食店等の厨房に設置する自動消火装置に求められる基本的な性能を定め、「厨房用簡易型自動消火装置の技術ガイドライン(案)」を取りまとめた(図参照)。

厨房用簡易型自動消火装置の技術ガイドライン(案)について

自動消火装置に求められる性能等

アンケート調査及び実証実験等の結果を踏まえ、自動消火装置に求める基本的な性能等は次のとおりとし、現行の自動消火装置の基準を踏まえ、「厨房用簡易型自動消火装置の技術ガイドライン(案)」を策定した。

- ◆ 点検等のしやすさや設置工事費等の費用負担の面を考慮し、消火薬剤容器、放出導管及び放出口から構成される簡易な構造とする。
- ◆ 厨房の業務用こんろで発生する天ぷら油火災を消火対象とする。
- ◆ 再出火防止及び燃料用ガスの流出防止のため、消火薬剤の放出と連動して燃料用ガスを遮断する装置又は警報を鳴動する装置に移報する機構を有するものとする。

厨房用簡易型自動消火装置の技術ガイドライン（案）の主な内容

【定義】

火災の発生を感知する感知部を有し、消火薬剤放出口と消火薬剤貯蔵容器とが放出導管等により接続されているもの又は消火薬剤放出口と消火薬剤貯蔵容器とが一体となっているものであり、厨房部分におけるこんろ、レンジ及びフライヤーの火災に用いる消火装置をいう。

【一般的性能及び消火性能】

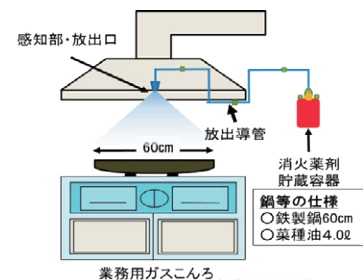
- 警報の鳴動又は燃料用ガスの供給停止のための移報用端子を有するもの
- 次に規定する消火試験により消火が確実にできるものであること

＜消火試験＞

直径60cmの鉄製なべに菜種油4ℓを入れ、ガスこんろ(12,000kcal/時(14kW)以上)により加熱し、着火炎上した菜種油を消火薬剤を放出させて消火し、消火性能を判定する。

＜消火性能の判定基準＞

- ・菜種油に着火した後、**2分以内に作動**すること。
- ・消火薬剤の放出終了後、**2分以内に再燃しない**こと。



※ 上記のほか、感知部、放出口、放出導管、消火薬剤貯蔵容器等の構造、性能等については、現行の自動消火装置の技術基準等を引用している。

図 厨房用簡易型自動消火装置の技術ガイドライン（案）について

おわりに

技術ガイドライン（案）に定める自動消火装置の設置により、こんろ火災の有効な消火が期待できるが、こんろ火災の発生を未然に防ぐためにも、「火をつけたままその場を離れない」、「こんろは壁体から離して使用する」、「こんろの周りには可燃物を放置しない」、「ダクトやグリスフィルターは定期的に清掃を行う」といった平素における出火防止対策も併せて実施することが重要である。

また、こんろ火災の6割はこんろの使用時に「放置する・忘れる」ことに起因しており、「従業員数が少なく、調理以外の他の用事を行うため、厨房を離れがちである」「従業員の入れ替わりが多く、防火意識が定着しにくい」といった、こんろ火災発生リスクを有する飲食店等については、積極的な導入を求めていく必要がある。

本技術ガイドライン（案）の基準は、最低限度満たすべき基準として整理していることから、今後の技術開発等により、適宜見直しを図っていくことが必要である。

【検討部会報告書などの関連資料について】

(https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-49.html)

問合わせ先

消防庁予防課 吉田・道川
TEL: 03-5253-7523

令和元年(1月～12月)における火災の概要(概数)

防災情報室

1 総出火件数は、37,538件、前年同期より443件の減少

令和元年(1～12月)における総出火件数は、37,538件で、前年同期より443件減少(-1.2%)しています。これは、おおよそ1日あたり103件、14分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別で見ますと、次表のとおりです。

令和元年(1～12月)における火災種別出火件数

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減率(%)
建物火災	20,915	55.7%	151	0.7%
林野火災	1,395	3.7%	32	2.3%
車両火災	3,580	9.5%	▲ 80	-2.2%
船舶火災	69	0.2%	0	0.0%
航空機火災	1	0.0%	0	0.0%
その他火災	11,578	30.8%	▲ 546	-4.5%
総火災件数	37,538	100%	▲ 443	-1.2%

2 総死者数は、1,477人、前年同期より50人の増加

火災による総死者数は、1,477人で、前年同期より50人増加(+3.5%)しています。

また、火災による負傷者は、5,814人で、前年同期より300人減少(-4.9%)しています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)数は、858人、前年同期より88人の減少

建物火災における死者1,191人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、958人であり、更にそこから放火自殺者等を除くと、858人で、前年同期より88人減少(-9.3%)しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、80.4%で、出火件数の割合51.1%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)の約7割が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)858人のうち、65歳以上の高齢者は627人(73.1%)で、前年同期より41人減少(-6.1%)しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年同期と比較しますと、逃げ遅れ425人(94人の減・-18.1%)、着衣着火44人(4人の減・-8.3%)、出火後再進入13人(5人の減・-27.8%)、その他376人(15人の増・+4.2%)となっています。

5 出火原因の第1位は、「たばこ」、続いて「たき火」

総出火件数の37,538件を出火原因別にみると、「たばこ」3,557件(9.5%)、「たき火」2,911件(7.8%)、「こんろ」2,890件(7.7%)、「放火」2,719件(7.2%)、「放火の疑い」1,787件(4.8%)の順となっています。

6 住宅防火対策への取組

平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成18年6月から義務化され、既存住宅についても平成23年6月を期限に、各市町村の条例に基づき、全ての市町村において義務化されました。

消防庁では、住宅防火・防災キャンペーンや春・秋の全国火災予防運動などの機会を捉え、報道機関などと連携し、特に住宅用火災警報器の点検・交換などの維持管理の重要性について啓発活動を行ったほか、防災品や住宅用消火器などの普及促進活動を行い、総合的な住宅防火対策を推進しています。

また、全国の消防本部においても、「住宅用火災警報器設置対策会議」において決定された「住宅用火災警報器設置対策基本方針」を踏まえ、消防団、女性（婦人）防火クラブ、自主防災組織等と協力して住宅用火災警報器の設置の徹底及び維持管理の促進のための各種取組を展開しています。

7 放火火災防止への取組

放火及び放火の疑いによる火災は、4,506件、総火災件数の12.0%を占めています。

消防庁では、「放火火災防止対策戦略プラン」（参照URL：<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post22.html>）を活用し、目標の設定、現状分析、達成状況の評価というサイクルで地域全体の安心・安全な環境が確保されるような取組を継続的に行うことで、放火火災に対する地域の対応力を向上させることなどを推進しています。

8 林野火災防止への取組

林野火災の件数は、1,395件で、前年より32件増加(+2.3%)し、延べ焼損面積は約813haで、前年同期より207ha増加(+34.1%)しています。

例年、空気が乾燥する春において、林野火災が多発していることから、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図り、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、平成31年は「忘れない 豊かな森と火の怖さ」という統一標語の下、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼び掛けました。



問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室
TEL: 03-5253-7526

2020年度全国統一防火標語・防火ポスターの発表

予防課

消防庁では、家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図ることを目的として、一般社団法人日本損害保険協会との共催で、2020年度全国統一防火標語の募集を行いました。

全国から14,673点の作品が寄せられ、作家の村山由佳さんらによる厳正な審査の結果、

「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」

が入選作品として選ばれました。

この標語は、住宅防火対策等を推進する令和2年度の春・秋の全国火災予防運動等で防火標語として活用されるほか、女優の白石聖さんがモデルとなる全国統一防火ポスターなどに活用されます。

■入選作品

その火事を 防ぐあなたに 金メダル

千葉県 堀 卓 さん

■佳作作品（4点）

忘れない つけた火の事 消すまでは

千葉県 和田 妃穂 さん

「まさか」より 「もしも」と思って 火の点検

東京都 鮎川 郁夫 さん

防火リレー 心でつながる 地域の輪

東京都 小澤 和成 さん

防火の輪 備えてつなぐ 全世代

愛知県 熊谷 光祐 さん



【2020年度全国統一防火ポスター】

この防火ポスターは約20万枚製作され、全国の火災予防に活用されます。

【過去の標語】

- 2019年度 ひとつずつ いいね！で確認 火の用心
- 2018年度 忘れてない？ サイフにスマホに火の確認
- 2017年度 火の用心 ことばを形に 習慣に
- 2016年度 消しましょう その火その時 その場所で
- 2015年度 無防備な 心に火災がかくれんぼ

問い合わせ先

消防庁予防課 吉田・道川
TEL: 03-5253-7523

消防協力者に感謝状を贈呈

銚子市消防本部

銚子市消防本部では、令和2年2月6日（木）、救急事案における消防協力者2名に対し、消防長から感謝状を贈呈しました。

当事案は、令和元年12月29日（日）、年末年始の準備で賑わう水産物卸売センターで倒れていた男性に、買い物客として訪れていた2名の方の勇氣ある行動により、迅速な通報、及びAEDを使用しての心肺蘇生法が実施され、到着した救急隊へ引き継ぎ、医療機関へ搬送されました。この救命の連鎖により男性の一命を取りとめました。



予防技術資格認定者の紋章授与式を実施しました

湖南広域消防局

当消防局では、3月12日に予防技術資格認定者の紋章授与式を実施しました。

この紋章は、予防技術検定に合格し、火災予防に関する専門的な知識を有する一定条件を満たした者であることを証するもので、認定者42名を代表して3種類認定者9名に対し、消防局長から紋章を授与しました。

職員はこの紋章を胸に、予防業務の専門家であることを自覚し、管内市民の安心・安全のために違反処理や設備指導を適切に実施するとともに、後進の育成に更に注力していきます。



消防通信

望

楼

ぼうろう

ごみ収集車取扱い研修を実施しました

豊中市消防局

豊中市消防局では、豊中市環境部減量計画課・家庭ごみ事業課及び新明和工業株式会社の協力を得て「ごみ収集車取扱い研修」を実施しました。

令和元年11月に収集中のごみ収集車から出火し、電装関係が焼失し油圧装置が操作できず廃棄物の排出や消火に時間を要したため、知識の向上及び災害対応能力の向上を目的としたものです。また、指揮研修の一環としてリーダーシップとなる職員を選出し、自立性を持った「企画調整、組織統制」を経験してもらい、指揮能力の向上を図ることを目的とした人材育成の位置付けとして実施しました。



大相撲力士に対して基礎救命講習を実施しました

尼崎市消防局

昨年度に引き続き、大相撲三月場所（春場所）開催に伴い尼崎市内の園田競馬場において、令和2年2月17日から3月28日までの41日間、田子ノ浦部屋が開設されました。

日々厳しい稽古を続けておられる田子ノ浦部屋所属の力士の方々に対し、尼崎市消防局では、令和2年2月19日（水）に救命講習を実施し、併せて救急車の搬送経路等、事故発生時における救急体制についても協議しました。

当局といたしましても、田子ノ浦部屋での巡業の安全と春場所でのご活躍を祈念いたしております。





消防大学校だより

令和2年度 講師派遣について

消防大学校では、都道府県の消防学校等における教育訓練の充実のため、技術的援助として、消防学校等からの要請により、警防、予防、救急、救助等の消防行政・消防技術について講師の派遣を行っています。

令和2年度も多く派遣要望が寄せられました。これに積極的に対応することとし、下表のように、39校123件（477時間）の講師派遣を決定しました。

なお、消防学校等での女性活躍推進のための取り組み（女性活躍推進に係る講義の実施や女性消防吏員のキャリアアップに関する先駆的な教育訓練に取り組みたい場

合等）を行うため、消防大学校の教官等の派遣を必要とされる場合は、追加で講師を派遣します。消防大学校教務部までご相談ください。

また、各消防学校に消防大学校の修了者リストを提供していますので、修了者を講師等とするなど、修了者と積極的に連携いただくようお願いします。

今後とも引き続き、消防をとりまく環境変化を踏まえながら、広い視野や専門的・高度な知識・技術を持ち、指導力・統率力に優れた人材の育成に取り組んでいきます。

●講師派遣の予定

区分	講義内容	件数	時間数	
総合教育	上級幹部科	危機管理、業務管理、管理職の役割、ハラスメント防止対策など	5	18
	中級幹部科	人事業務管理、現場指揮、消防時事、消防戦術と安全管理など	14	51
	初級幹部科	現場指揮、消防財政など	3	12
専科教育	警防科	消防戦術と安全管理、警防行政の現状と課題など	24	97
	特殊災害科	特殊災害の概論、特殊災害に対する消防活動要領など	7	28
	予防査察科	違反処理、予防査察行政の現状と課題、予防査察など	19	78
	危険物科	危険物行政の現状と課題、危険物規制など	7	28
	火災調査科	原因調査、事例研究、原因調査関係法規、鑑定・鑑識など	21	80
	救助科	災害救助対策、安全管理など	14	56
	救急科	救急業務総論、応急処置の総論など	3	10
その他	指揮隊長教育演習、災害現場指揮、女性活躍推進研修など	6	19	
計		123	477	

問合わせ先

消防大学校調査研究部
TEL: 0422-46-1713

■ 教育訓練の実施状況 (令和2年1月～3月実施分)

令和2年1月から3月実施分の教育訓練及び卒業（修了）生は、次のとおりです。
令和元年度の卒業（修了）生は、1,534名です。

学科・コース名	教育訓練期間	卒業(修了)生
幹部科第60期	1月9日から2月27日 (50日間)	60名
上級幹部科第83期	1月15日から1月31日 (17日間)	46名
予防科第107期	1月8日から2月28日 (52日間)	48名
新任教官第13期	3月23日から3月24日 (2日間)	61名
現任教官第3期 (総務・予防)	中 止	—
現任教官第3期 (警防)	中 止	—
高度救助・特別高度救助コース第9回	中 止	—
NBCコース第9回	2月4日から2月26日 (23日間)	71名
消防団活性化推進コース第6回	1月20日から1月24日 (5日間)	33名
合 計		319名

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、「新任教官科」はe-ラーニング及び2日間の短期スクーリングによる実施、「現任教官科」及び「高度救助・特別高度救助コース」は中止しました。

<NBCコースにおける総合訓練>



C災害対応訓練(検知・要救助者の救出)



N災害対応訓練(活動隊員のスクリーニング)

<新任教官科 (短期スクーリング) 集合写真>



問合わせ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表 (令和2年4月25日～令和2年5月21日)

<総務課>

2.4.29	令和2年春の叙勲 (消防関係)	令和2年春の叙勲(消防関係)受章者は619名で、勲章別内訳は、瑞宝中綬章2名、瑞宝小綬章33名、旭日双光章4名、瑞宝双光章84名、瑞宝単光章496名となっており、計619名です。
2.4.28	令和2年春の褒章 (消防関係)	令和2年春の褒章(消防関係)受章者は107名で、褒章別内訳は、紅綬褒章4名、黄綬褒章5名、藍綬褒章98名となっており、計107名です。
2.4.28	第34回危険業務従事者叙勲 (消防関係)	令和2年4月21日付で受章者が1名死亡したため、受章者数の修正

<救急企画室>

2.5.13	「令和2年度 救急業務のあり方に関する検討会」の発足	令和元年中の救急自動車による救急出動件数は約664万件(速報値)と過去最多となり、高齢化の進展等に伴う救急需要の増加への対応や救急業務の質の向上が求められています。 今年度は、救急業務の円滑な実施や救急車の適正利用を推進するため、「メディカルコントロール体制のあり方」、「救急活動におけるICT技術導入」、「蘇生ガイドライン改訂への対応」及び「救急安心センター事業(#7119)の全国展開に向けた取組」について検討します。さらに、「救急業務のフォローアップの実施状況」及び「救急安心センター事業(#7119)担当者及び普及促進アドバイザー連絡会」について報告を行うこととしています。 第1回の会合については、昨今の新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑みて、WEB会議により開催しますのでお知らせいたします。
2.5.8	第1回「#7119の全国展開に向けた検討部会」の開催	#7119の全国展開に向けた検討部会「第1回(準備会合)」を令和2年5月11日(月曜日)に開催いたします。

最近の通知 (令和2年4月25日～令和2年5月21日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
府政防第939号 消防災第87号 健感発0521第1号	令和2年5月21日	各都道府県 保健所設置市 特別区 } 防災担当主管部(局)長 衛生主幹部(局)長	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当) 消防庁国民保護・防災部 防災課長 厚生労働省健康局結核感染症課長	避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について
府政防第930号 消防災第86号	令和2年5月21日	各都道府県消防防災担当主管部(局)長	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当) 消防庁国民保護・防災部 防災課長	新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての各都道府県及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について
消防救第125号	令和2年5月19日	各都道府県消防防災担当主管部(局)長	消防庁救急企画室長	「夏期における熱中症による救急搬送人員の調査」の開始について(依頼)
消防特第51号 2高圧第3号	令和2年5月15日	関係都道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長 経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室長	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた石油コンビナート等災害防止法令関係手続における押印の省略等について(通知)
消防予第124号 消防危第129号	令和2年5月15日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令関係手続における押印の省略等について(通知)
事務連絡	令和2年5月15日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症への対応について(情報提供)
事務連絡	令和2年5月13日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁救急企画室	新型コロナウイルス感染症を疑う救急患者等への対応等について(依頼)
事務連絡	令和2年5月12日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について(情報提供)
事務連絡	令和2年5月7日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症への対応について(情報提供)



事務連絡	令和2年5月7日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症への対応について(情報提供)
事務連絡	令和2年5月7日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症への対応について(情報提供)
事務連絡	令和2年5月7日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえた業務体制の確保について(情報提供)
事務連絡	令和2年5月7日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症への対応について(情報提供)
事務連絡	令和2年5月1日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁危険物保安室	アルコールの増産等に係る消防法令の弾力的運用について(情報提供)(改定)
事務連絡	令和2年5月1日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁危険物保安室	高濃度エタノール製品に係る酒税の取扱いについて(情報提供)
消防広第118号	令和2年5月1日	都道府県消防防災主管部長	消防庁広域応援室長	緊急消防援助隊における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について
消防参第88号	令和2年5月1日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁国民保護・防災部参事官	自然災害発生時の救助活動等における感染防止について
事務連絡	令和2年5月1日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	非常勤の地方公務員に係る新型コロナウイルス感染症の公務災害補償における取扱いについて(情報提供)
事務連絡	令和2年4月30日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	韓国京畿道利川市における新築工事中の倉庫火災の発生について
事務連絡	令和2年4月30日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく健康診断の実施等に係る対応について(情報提供)
事務連絡	令和2年4月28日	各都道府県 保健所設置市 特別区 } 防災担当主管部(局)長 衛生主幹部(局)長 観光担当(局)長	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当) 消防庁国民保護・防災部 防災課長 厚生労働省健康局結核感染症課長 観光庁観光産業課長	新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について
事務連絡	令和2年4月27日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症への対応について(情報提供)
消防救第109号	令和2年4月27日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁救急企画室長	心肺停止の新型コロナウイルス感染症患者及び新型コロナウイルス感染症が疑われる傷病者に係る消防機関における対応について
消防災第79号	令和2年4月27日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁国民保護・防災部 防災課長	新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対応について(通知)
事務連絡	令和2年4月27日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症への対応について(情報提供)

広報テーマ

6 月		7 月	
①危険物安全週間 ②全国防災・危機管理トップセミナー ③地震に対する日常の備え ④熱中症の予防	危険物保安室 防災課 防災課 救急企画室	①火遊び・花火による火災の防止 ②石油コンビナート災害の防止 ③台風に対する備え ④全国防災・危機管理トップセミナー ⑤住民自らによる災害への備え	予防課 特殊災害室 防災課 防災課 地域防災室



6月7日～13日は「危険物安全週間」

危険物保安室

消防庁では、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週（令和2年度は6月7日（日）から6月13日（土）までの7日間）を「危険物安全週間」とし、都道府県、市町村、全国消防長会及び一般財団法人全国危険物安全協会とともに、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進しています。

今年度は「訓練で 確かな信頼 積み重ね」を危険物安全週間推進標語としています。

令和2年度危険物安全週間推進ポスター



モデル 藤田 菜七子さん（競馬）

実施事項

1 危険物施設における保安体制の整備促進

危険物関係事業所等による安全確保に向けた体制作りや災害に備えた事前計画の作成等多様な機会を通じて、危険物施設における保安体制の整備促進につなげていきます。

2 危険物に関する知識の啓発普及

新聞、広告紙、インターネット等による広報、ポスターやリーフレットの配布等を通じて、危険物の保安に対する意識を啓発するとともに、危険物の取り扱いに伴う火災の危険性や危険物を安全に取り扱うための知識を周知します。

3 危険物保安功労者等の表彰

危険物の保安に関して功績のあった個人、危険物関係事業所等への表彰状の贈呈等を行います。

（実施工事について）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、消防庁において例年実施している危険物安全大会、危険物安全推進講演会は、本年は開催しないこととし、また、各都道府県においても、地域の状況に応じて行事等の実施を判断することとしています。

なお、危険物保安功労者等の表彰状等につきましては、後日受賞者にお届けします。

問い合わせ先

消防庁危険物保安室企画係 菊地・村岡
TEL: 03-5253-7524



地震に対する日常の備え

防災課

地震が発生した時、被害を最小限におさえるには、一人ひとりが冷静かつ適切に行動することが重要です。

そのためには、みなさんが地震について関心を持ち、日頃から地震に備え、自分の身の安全確保や非常持ち出し品などについて、家庭で取組をすすめていくことが大切です。

1. 家庭での防災会議

地震の時には、まず自分の身の安全確保を第一に考え、また家族が慌てず落ち着いて行動できるよう、日頃から話し合い、情報を共有しておきましょう。

- 地震はいつ起こるかわかりません。家族構成も考慮しながら、時間帯によって誰が在宅しているかなど様々なケースを想定し、次のようなことを話し合っておきましょう。
 - ・住宅の耐震化や家具の転倒防止対策は十分か
 - ・家の中でどこが一番安全か
 - ・非常持ち出し袋はどこに置いてあるか
 - ・避難場所、避難路はどこか
- 海岸で強い揺れや弱くても長い揺れに襲われたら、すぐに安全な高台に避難するなど津波避難についても話し合っておきましょう。
- 住所、氏名、連絡先や血液型などの自分の情報を記載した避難カードを作成し、普段から携帯しましょう。
- 市町村が発行している防災ハザードマップなどを参考に、地域の危険な場所を把握しておきましょう。



2. 家族との連絡方法の確認

家族が離ればなれで被災した時のことを考えて、お互いの安否の確認手段を考えておきましょう。

- 家族が離ればなれで被災した場合、自分の身の安全が確保できたら、次は家族の安否を確認しましょう。
- 被災地では、連絡手段が限られています。NTTの「災害用伝言ダイヤル171」や、携帯電話の「災害用伝言板」などの使い方を家族みんなで覚えておきましょう。

3. 備蓄品・非常持ち出し品を備える

地震が発生すると普段どおりの生活ができなくなることも考えられます。数日間生活できるだけの水や食料品などの『備蓄品』を備えておきましょう。地震の被害によっては、避難を余議なくされることもあります。避難する時に持ち出す『非常持ち出し品』を常備しておきましょう。

- 支援物資が届くまで時間がかかる可能性があることを考慮し、最低3日間（できれば1週間分）の飲料水や食料品などを備蓄しておきましょう。
- 備蓄品は、家族構成、住居や地域の特性によって必要となるものは異なります。自分や家族にとって本当に必要なものを考えて準備しておきましょう。
- 備蓄品は、家族、地域の状況や賞味期限などを考慮しながら、定期的にチェックし、必要に応じて入れ替えましょう。
- 非常持ち出し品として、飲料水、食料品、救急用品、マスク、懐中電灯など避難生活に最低限必要なものを準備しておきましょう。
- 非常持ち出し品は、玄関や寝室など持ち出しやすいところに置いておき、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。リュックサックなどに入れておけば、持ち出したときに両手が使えて便利です。

4. 防災活動への参加

地震に備え、避難訓練などの地域の防災活動に参加しましょう。

- 地震発生時に、初期消火や救出救助活動を行うには、日頃からの訓練が欠かせません。
- 9月1日は防災の日で、8月30日から9月5日は防災週間となっており、各地域で防災訓練等が行われていますので、積極的に参加しましょう。
- 災害時における正しい知識と心構えを身につけるため、日頃から地域の防災活動に参加するなど、地域との繋がりや協力し合う体制を築いておきましょう。



問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 震災対策係
TEL: 03-5253-7525



e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ

防災課

消防庁では、インターネットで、いつでも、誰でも、無料で防災の知識や災害時の危機管理について学習できる「防災・危機管理e-カレッジ」を運用しています。学習者の知識量等に応じて、入門コース、一般コース、専門コースの3つのコースを用意しています。

入門コースの「風水害から身を守る！」では、あらかじめハザードマップなどで平時から自身の居住地の危険性を確認することの重要性や、災害時には防災行政無線等からの情報に注意すべきこと、避難の際に気を付けるべきことなどについて学ぶことができます。また、一般コースの「過去の災害に学ぶ」では、過去の地震や台風などの災害事例を紹介しています。

さらに、専門コースの「地方公務員の方向け」のページでは、住民への災害リスクの周知といった災害予防の段階から、災害関連情報の収集や住民への避難の呼びかけなどの応急対応、被災者の支援などの復旧・復興に至るまで、自治体の防災・危機管理担当の職員が知っておくべき基本的事項について学ぶことができます。

このほか、昨年の出水期より導入された5段階の警戒レベルに関する事項など、最新の防災に関するトピックについて学べるコンテンツもあります。

防災・危機管理に関する知識の習得及び災害対応能力の向上のため、また、防災・危機管理に関する知識の普及、教育等を推進するため、「防災・危機管理e-カレッジ」を積極的にご活用ください。

【防災・危機管理e-カレッジ 一般コースページ】

<https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/>

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525



熱中症予防についてのお知らせ

救急企画室

1 はじめに

全国では毎年約4万人以上の方が熱中症により救急搬送されています。令和元年5月から9月までの全国における熱中症による救急搬送人員の合計は71,317人で、過去最多を記録した平成30年度に次いで過去2番目に多い救急搬送人員でした。

これから夏に向けて、熱中症による予防対策の強化が重要です。それらを踏まえて、熱中症のしくみや予防について紹介します。

2 熱中症について

(1) 熱中症のしくみ

熱中症は、温度や湿度が高い中で、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、立ちくらみ、頭痛、吐き気、ひどいときには、けいれんや意識をなくすなど、様々な障害をおこす症状のことをいい、最悪の場合は死に至ることがあります。

(2) 子どもの特徴

子どもは、身長が低く、地面からの距離が近いため、地面の照り返しによって高い温度にさらされやすく、また汗をかくための汗腺が大人に比べると少なく、体温を調節する機能が未熟なため、熱中症にかかりやすいとされています。

(3) 高齢者の特徴

高齢者は、体温を下げるための体の反応が弱くなっているため、暑さを感じにくい、汗をかきにくい、喉の渇きを感じにくいといった特徴があるため、自覚がないのに熱中症になる危険があります。

3 熱中症にならないために心がけること

熱中症になるのを防ぐために、以下の項目に心がけましょう。

- (1) 部屋の温度をこまめに確認し、室温28℃を目安に、エアコンや扇風機を上手に使いましょう。
- (2) のどが渇かなくても、こまめに水分補給をしましょう。
- (3) 外出の際は、体をしめつけない涼しい服装をし、帽子をかぶるなど日よけ対策をしましょう。
- (4) 無理をせず、適度な休憩をしましょう。

- (5) 日頃から栄養バランスのとれた食事と体力づくりをしましょう。

4 熱中症予防啓発

消防庁では、熱中症予防のための様々な予防啓発コンテンツや熱中症搬送状況等の情報を、消防庁HPやツイッターなどで発信していますので、是非とも御活用ください。

昨年度は、熱中症予防声かけプロジェクトとタイアップしたポスターや、ウォルトディズニージャパンの協力を得て映画「トイ・ストーリー4」とタイアップしたポスター、リーフレットを全国の消防本部に配布しました。消防庁では、全国の消防本部と連携をとりながら、これから始まる本格的な夏の時期に向けて、引き続き予防啓発に努めていきたいと思っております。

熱中症予防声かけプロジェクトとタイアップしたポスター



映画「トイ・ストーリー4」とタイアップしたポスター



映画「トイ・ストーリー4」とタイアップしたリーフレット



5 おわりに

熱中症は正しい知識を身につけることで、未然に防ぐことが可能です。これから夏が近づいてきますので熱中症の予防に、御協力をお願いします。

問い合わせ先

消防庁救急企画室
TEL: 03-5253-7529



その火事を 防ぐあなたに 金メダル

2020年度
全国統一防火標語

大規模地震による
広域火災にも、
日常からしっかりと
備えましょう。

白石 聖

一般社団法人
日本損害保険協会

一般社団法人 日本損害保険協会 会員会社(2020年4月1日現在)
みいおいニッセイ同和損保/アイベック損保/アクサ損保/アニコム損保/イーデザイン損保/AIG損保/エイチ・エス損保/
SBI損保/au損保/共栄火災/さくら損保/ジェイアイ/セコム損保/セゾン自動車火災/ソニー損保/損保ジャパン/
大同火災/東京海上日動/トーア再保/日新火災/日本地震/日立キャピタル損保/ベック&ファミリー損保/
三井住友海上/ニッセイダイレクト損保/明治火災/東大損保/レスキュー損保

後援: **FDMA** 消防庁
Fire and Disaster Management Agency
住宅用火災警報器は点検・交換が必要です。

日本損害保険協会は、防火ポスターの作成を通じて、広く国民の防災・防火意識の高揚を図っています。